

期日指定定期預金規定

(令和2年4月現在)

〈非自動継続型〉

1. (預金の支払時期等)

- (1) 期日指定定期預金(以下「この預金」といいます。)は、満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日(証書表面記載「以下『表面記載』といいます。」の据置期間満了日)から表面記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 指定された満期日から1か経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

2. (利 息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 1年以上2年未満……表面記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上……表面記載の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」といいます。)
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を定期預金共通規定第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満……解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満……2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満……2年以上利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満……2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満……2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満……2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (本規定の変更等)

- (1) この預金規定は、民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この預金規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第584条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの預金規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭掲示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

この他、別紙の「定期預金共通規定」、「期日指定定期預金・自由金利型定期預金(M型)〈スーパー定期〉・自由金利型定期預金〈大口定期預金〉・変動金利定期預金共通規定」を参照ください。

以 上